

優良受験指導講座認定審査基準

第1 根拠

1. 優良受験指導講座認定規則第2条第2項の「優良受験指導講座認定審査基準」をここに定める。
2. この基準は、当協会が優良受験指導講座の認定審査及び認定登録を受けた講座（以下「認定講座」）の運営について適用する。

第2 通則

1. 認定講座は、受験目的を効果的に達成するために必要な教育計画を有するものでなければならない。
2. 商取引に関する法令に準拠していること。
3. 認定講座の内容は公序良俗に反するものであってはならない。
4. 認定講座の内容は特定の政党もしくは宗派を支持し、または反対し、その主義や信条を宣伝し、または非難するものであってはならない。

第3 実施者

実施者の経営能力

1. 認定登録を受けようとする講座の実施者および認定登録を受けた講座の実施者（以下、「実施者」という）は、認定講座事業を継続的に安定して遂行する能力を有し、かつ社会的信用を有するものでなければならない。

役員

2. 実施者の主たる役員は、資格取得・検定合格のための学習に生涯学習に理解を有し、かつ事業遂行に必要な能力と熱意を有する者でなければならない。

事務職員及び事務組織

3. 実施者は、認定講座に関する事務を迅速かつ適切に処理するのに必要な事務職員を置き、事務組織を系統的に構成しなければならない。

専用施設

4. 実施者は、通信教育に関する業務を行うために必要な専用の施設及び設備を備えなければならない。

第4 教務責任者及び学習指導者

教務責任者

1. 認定講座については、教材の改善の企画、学習指導の円滑な運営その他の学習指導に関する事務をつかさどる教務責任者を一人置かなければならない。
2. 教務責任者は、生涯学習に関し識見を有し、かつ当該講座の内容について教養を有するものでなければならない。

学習指導者

3. 認定講座には、講座内容及び受講者数に応じて、学習指導を迅速かつ適切に行うのに必要な数の学習指導者を置かなければならない。
4. 学習指導者は、当該認定講座の内容について十分な専門的知識を有し、かつ受講者を指導するのにふさわしい者でなければならない。

第5 教材

教材作成の原則

1. 認定講座の教材（以下、「教材」という）は、通信による学習の特性を考慮し、受講者の自学自習を容易にするように配慮されたものでなければならない。

2. 教材の内容は、正確であるとともに、受験の目的に応じて、適切なレベルであり、最新の問題でなければならない。

表現の仕方

3. 教材は、受験（検）科目のレベルに応じて、適正に表現されていなければならない。

主教材

4. 主教材は、当該認定講座の主たる内容を含み、学習の中心として使用されるものでなければならない。

補助教材

5. 補助教材は、主教材を補充するためのものであって、受講者の学習を助けるために適切に使用されなければならない。

電子教材

6. E・ラーニングなど印刷教材によらない電子的方法（NET、Eメール、放送など）によって教材が提供される場合、安定した受信ができるよう配慮されなければならない。

第6 学習指導

学習指導の方法

1. 学習指導は、教材による指導、添削指導、質疑応答等の方法により、受講者の学習の進捗及び学習能力を考慮しながら、受験する資格・検定のレベルに応じて適切に行わなければならない。

教材による指導

2. 教材による指導は、学習の目的及び内容を明らかにし、学習の計画及び方法を示し、報告課題（理解度試験、模擬試験、過去問題演習など）を設け、ならびに参考資料をあげる等により適切に行わなければならない。

添削指導

3. 報告課題を提出させ、添削・講評・到達度などの指導を行なわなければならない。

質疑応答

4. 受講者に対しては、質疑応答の機会が与えられなければならない。

受講期間

5. 受講期間は、受験日時を考慮し受験の目的を達成するために十分な期間とする。

第7 修了の認定

1. 実施者は、カリキュラムにしたがって認定講座の全課程を受講した者に対して、報告課題の成績及びその他の成績（目的の資格取得・検定の可否）などを勘案して、それらが所定の水準以上であるときは、当該講座の修了を認め、修了証を授与することができる。
2. 修了証及び修了を証する書面は、証印を有する電子情報でもよい。

第8 受講料

1. 認定講座の受講料その他受講者の納入する費用は明示しなければならない。また、その額は通信教育の事業を運営するために必要な範囲内で合理的に算定した額でなければならない。

第9 個人情報の保護

1. 実施者は受講者（修了者）に関する個人情報が不正に流出することのないように十分に配慮しなければならない。

附記

この基準は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附記

この基準は、令和6年4月1日から実施する。